

報 道 資 料

発表日：令和8年2月26日

所 属：県土マネジメント部

まちづくり推進局建築安全課

担 当：監察・盛土企画係 植田、南（貴）

電 話：0742-27-7564

内 線：64337・64361

「建築物防災週間」における防災対策の推進

「建築物防災週間」は、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回全国で実施されています。本県では、その期間中に、住宅・建築物の所有者・管理者に対する普及・啓発活動や防災査察を実施しています。

1 実施期間

令和8年3月1日(日)から3月7日(土)まで（令和7年度春季）

2 具体的な実施事項

○広報活動の実施

建築物の所有者・管理者の方に定期報告制度や地震等に備えた対策への理解を深めていただくため、各特定行政庁や関係団体の窓口でパンフレットを配布するとともに、公共施設及び大型店舗等で啓発ポスターの掲示を行います。

また、奈良県のホームページ上でもパンフレットの掲載をしております。

○防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない不特定多数が利用する建築物等を中心に、特定行政庁の職員が現地において建築物の状況を調査し、必要に応じて指導を実施します。また、防災査察は消防機関と合同で実施します。

防災査察の実施結果については、後日、報道発表予定です。

<対象建築物> 建築基準法で定める特殊建築物等
(不特定多数の方が利用する目的で供されるもの)

<重点事項> 対象建築物の是正指導
対象建築物に対する定期報告の徹底